

## 令和7年度定例監査実施結果の概要

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和7年度における定例監査の結果は、次のとおりである。

### 第1 令和7年度定例監査実施結果 [下期分]

- 1 監査実施機関数 113機関（年間定例監査対象機関数269機関）
- 2 監査対象期間 前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間
- 3 監査実施期間 令和7年9月17日～令和8年1月16日
- 4 監査方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は、「業務委託契約に係る事務処理は適切に行われているか」を重点事項として実施した。

### 5 監査結果区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

### 6 監査結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、次のとおりである。

令和7年度下期 A

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項										1	1
指導事項		6	7	35	3	6	3	1	11		72
注意事項		3	9	4		2	5		4		27
合計	0	9	16	39	3	8	8	1	15	1	100

令和6年度下期 B

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項				2		1			5	3	11
指導事項		33	14	27	4	11	19	1	10		119
注意事項		5	9	6		1	9		1		31
合計	0	38	23	35	4	13	28	1	16	3	161

令和7年度下期と令和6年度下期との対比（A-B）

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項				▲2		▲1			▲5	▲2	▲10
指導事項		▲27	▲7	8	▲1	▲5	▲16		1		▲47
注意事項		▲2		▲2		1	▲4		3		▲4
合計	0	▲29	▲7	4	▲1	▲5	▲20	0	▲1	▲2	▲61

## 7 指摘事項の概要

著しく不適切な事務処理と認められるものが、1機関で1件あった。

### (1) 甲府南高等学校 (その他1件)

給与に関する事務において、指導事項に該当する事務処理が多数あった。

指導事項 5件 (給与5)

## 8 指導事項の主な内容

- (1) 収入 (6件) 督促状の発付に不備があったもの (2件) など
- (2) 支出 (7件) 資金前渡に係る事務に不備があったもの (6件) など
- (3) 給与 (35件) 諸手当や旅費の支給に誤りがあったもの (27件) など
- (4) 財産 (3件) 貸付財産の移動報告が行われていなかったもの (2件) など
- (5) 物品 (6件) 備品等の管理に不備があったもの (3件) など
- (6) 契約 (3件) 契約書に係る特記事項の履行が不十分だったもの (2件) など
- (7) 工事 (1件) 建設工事約款に定める契約書記載事項に不備があったもの
- (8) 重点事項 (11件) 委託契約書の延滞違約金条項に不備があったもの (5件) など

## 9 注意事項の主な内容

- (1) 収入 (3件) 直接収納事務に不備があったもの (3件)
- (2) 支出 (9件) 資金前渡に係る事務に不備があったもの (6件) など
- (3) 給与 (4件) 通勤手当に係る事務に不備があったもの (2件) など
- (4) 物品 (2件) 郵便切手類受払簿の記載に誤りがあったもの (1件) など
- (5) 契約 (5件) 契約書に貼付する収入印紙の金額に誤りがあったもの (2件) など
- (6) 重点事項 (4件) 委託契約書の内容に不備があったもの (2件) など

## 10 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

<意見> 今後とも、収入未済の解消のため、山梨県滞納債権処理方針等に基づき、債権者や連帯保証人への催告・交渉など債権回収を図ることは当然であるが、さらには、支払督促や強制執行など法的措置も視野に入れた対策を推進するよう努められたい。

(収入未済：14所属、39件)

## 第2 令和7年度定例監査の実施状況

- 1 監査実施機関数 269機関
- 2 監査対象期間 (上期) 令和6年度  
(下期) 前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間
- 3 監査実施期間 令和7年4月17日～令和8年1月16日
- 4 監査結果

### 令和7年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1								1	2
指導事項		14	14	45	20	14	4	8	25		144
注意事項		6	10	4		3	8		17		48
合計	0	21	24	49	20	17	12	8	42	1	194

### 令和6年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			1	2	1	1			6	3	14
指導事項		76	20	36	19	26	40	1	13		231
注意事項		9	20	9		3	25		1	1	68
合計	0	85	41	47	20	30	65	1	20	4	313

### 令和7年度と令和6年度との対比 ( A - B )

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1	▲1	▲2	▲1	▲1			▲6	▲2	▲12
指導事項		▲62	▲6	9	1	▲12	▲36	7	12		▲87
注意事項		▲3	▲10	▲5			▲17		16	▲1	▲20
合計	0	▲64	▲17	2	0	▲13	▲53	7	22	▲3	▲119

### 第3 令和7年度定例監査重点事項実施結果

定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点事項のテーマを定め監査を実施した。

#### 1 重点事項のテーマと目的

##### (1) テーマ

業務委託契約に係る事務処理は適切に行われているか。

##### (2) 目的

民間への業務委託は、民間特有の資源・能力の活用により、県行政の効率的な業務運営等が期待されるとともに、その業務委託の内容は広範囲にわたり、県の施策を推進する上でも重要な役割を担っていることから、適正かつ公正に執行される必要がある。

令和6年度の定例監査においては、業務委託契約事務について、契約書の記載内容や再委託等に係る不適切な事務処理があった。

このため、業務委託契約に係る事務処理を重点的に監査することにより、その適正化を図るとともに、地方自治法第150条の規定に基づき知事が実施する内部統制の効果的な運用に寄与することとする。

#### 2 監査の実施状況

##### (1) 監査の実施期間

令和7年4月17日～令和8年1月16日

##### (2) 監査の着眼点

- ア 契約の方法、金額、時期等は適切か。
- イ 契約書の記載は適切か。
- ウ 再委託をする場合の承認手続等は適切か。
- エ 契約書等に基づく履行確認は適切か。

##### (3) 監査方法

- ・重点事項の監査は、定例監査に併せて行い、原則として監査対象を精査（全部又は一部の範囲にわたり精密に調査）する。
- ・事前に重点事項調書の提出を求め、予備監査時に、当該調書の記載内容について確認し、重点事項確認票により職員から聴取する。
- ・重点事項調書及び重点事項確認票は、監査結果復命書に添付して報告する。

##### (4) 監査対象事務

令和6年度に行った業務委託契約に係る事務（公共工事に係る業務委託契約を除く）

#### 3 監査結果

##### (1) 業務委託契約の状況について

契約件数が多いことから、監査対象機関に対して、次の条件で抽出調査を行った。

- ア 予定価格が10万円以上の随意契約（単独）及びプロポーザル方式（1者参加）がない場合は、令和6年度分の実績金額の大きい順に5件までを抽出。
- イ 予定価格が10万円以上の随意契約（単独）又はプロポーザル方式（1者参加）がある場合は、実績金額の大きい順に2件までを抽出、その他実績金額の大きい順に合計5件までを抽出。（公共工事に係る業務委託契約を除く）

令和6年度においては、209機関（本庁87機関、かい122機関）で業務委託契約が行われており、抽出調査した内訳は次のとおりであった。

（単位：円）

区 分	件 数	金 額
(1) 予定価格10万円以上の単独随意契約	373	3,975,961,614
(2) プロポーザル方式（1者参加）	43	859,638,441
(3) (1)(2)以外の契約	511	2,997,542,238
合 計	927	7,833,142,293

※ 抽出調査を行った重点事項調書の件数及び金額の集計値

(2) 業務委託契約に係る事務処理について

業務委託契約に係る事務処理は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善を要する事項が認められた。

- ア 予定価格が10万円以上の単独随意契約の理由が明確でないもの。
- イ 見積書を徴していないもの。
- ウ 再委託の承認手続が取られていないもの。
- エ 委託料の支払いが遅延し、遅延利息が発生していたもの。
- オ 契約書の作成を省略し請書を徴収していたもの。
- カ 契約書の記載内容等に不備があるもの。
  - ・ 履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていないもの。
  - ・ 支払遅延に関する条項が設けられていないもの。
- キ 契約書に定められている仕様書、特記事項が添付されていないもの。
- ク 契約書、仕様書、特記事項等で定められた提出書類が不履行のもの。
  - ・ 個人情報取扱に関するセキュリティ責任者及び作業従事者を明示した書面
  - ・ 情報セキュリティに関するセキュリティ責任者及び作業従事者を明示した書面

## 第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、令和7年度における監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

### 1 財務事務の適正かつ効率的な執行について

令和7年度の定例監査結果を前年度と比較すると、指摘事項が12件、指導事項が87件、注意事項が20件とそれぞれ減少し、全体では119件減少している。

今年度は収入未済のうち、山梨県滞納債権処理方針等に基づき適正な事務処理を行った50件について、「指導」から「意見」のみとするよう区分を変更したこともあったが、それらを差し引いても計69件の減少となっている。

監査結果件数が減少した理由としては、就学支援金による授業料無償化に伴い授業料直接徴収事務が減少したことや、備品や物品の管理、検査・検収の不備が減少したことなどが挙げられる。

定例監査結果の主な内容であるが、指摘事項については、道路使用料の調定が6か月以上遅延しているものや、指導事項に該当する事務処理が多数あるため指摘事項となったものがあった。また指導事項については、時間外勤務手当など諸手当の支給に誤りがあるものや、資金前渡に関する事務に不備があるものなどが確認された。

これらの不適切な事務処理の再発防止に向けて、業務に係る規則及び運用通知等の整備や一層の周知を図るとともに、内部統制制度の機能が効果的に発揮されるよう引き続き制度運用の見直しを検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

### 2 年度末及び年度当初の事務処理について

年度末及び年度当初においては、人事異動に伴う人事・給与事務の集中や出納閉鎖などで業務が繁忙となることから、職員の給与等を遡及した際に支給が現金支給となり、給与資金前渡職員口座に滞留し更には利子が発生していたものや、本来3月中に行うべき労働保険料に係る被保険者負担分の振替収入を怠ったものなど、年度末及び年度当初の給与事務に関しての不備や、調定の遅延、借受財産について移動報告が行われていなかったものなど前年度から継続して行わなければならない業務に関する不備がいくつか確認された。

財務規則等の規定に基づいた適正な執行はもとより、関係各課から発出された通知等を精読の上、迅速かつ的確な執行に努められたい。また、人事異動等による担当者の変更がある場合には、適切かつ確実に事務を引き継ぐよう十分留意されたい。

### 3 業務委託契約における個人情報保護及び情報セキュリティ対策について（重点事項）

委託事業者からの個人情報保護及び情報セキュリティの責任体制の報告については、制度所管課より令和3年3月12日付け「委託事業者等からの責任体制の報告の徹底について」で通知されている。しかし、責任者及び作業従事者の氏名・役職等が書面上明らかにされていない事例が数多く見受けられた。

責任者及び作業従事者を明確にすることは、契約上の責任体制を整理するのみならず、個人情報保護及び情報セキュリティ対策の実効性を確保する上でも極めて重要である。特に、個人情報を取り扱う業務においては、安全管理措置の一環として、「取扱いに従事する者の明確化」「権限を付与する者の特定」「不正利用・漏えい防止のための管理」が求められており、これらの者が書面により特定されていないことは、適正な管理体制の確保を妨げる要因となる。

また、情報セキュリティの観点からも、事故発生時の責任区分及び連絡系統の確立において、作業従事者の特定は不可欠であり、書面による明確化がない場合には、情報漏えい時における初動遅延等のリスクが高まる恐れがある。

このため、契約締結時には、委託事業者からの責任者・作業従事者に係る書面提出の徹底を図るとともに、業務内容の変更や作業従事者の交代が生じた場合においても、速やかな書面での報告を義務付け、確実に管理する体制の整備に努められたい。

#### **4 延滞違約金条項及び支払遅延に関する条項の未整備について（重点事項）**

業務委託契約書における、延滞違約金条項及び支払遅延時の取扱いを定めた条項が設けられていない事例が数多く見受けられた。

言うまでもなく、契約における遅延・不履行への対応をあらかじめ規定することは、契約の実効性を担保し、公金の適正な支出と債権管理の適正化を図る上で重要である。

しかしながら、業務委託契約の締結時期が年度当初に集中していることから、契約書の内容を十分に確認せず、前年度の様式をそのまま使用している事例など、契約事務が形骸化している状況が見受けられる。

このため、文書キャビネットに掲載されている関係規程や制度所管課通知等を改めて確認するなど、契約書の整備を図るとともに複数チェックを含めた確認体制の強化を図ることにより、必要な条項が漏れなく記載されるよう、適正な契約事務の遂行に努められたい。